

高齢者の生活をサポート ご存じですか 地域包括支援センター

★介護保険課 ☎ 1722

みなさんは、地域包括支援センターをご存じですか。本センターは、地域で暮らす高齢者のみなさんを介護や健康・医療などさまざまな面から支えるための拠点です。市内に4か所あり、さまざまな業務を行っています。

■地域包括支援センターの事業

総合相談・支援

高齢者ご本人やご家族等からのさまざまな相談を受けます。

権利擁護

高齢者の人権や財産を守る権利擁護の拠点として、成年後見制度の活用促進や虐待の早期発見・防止を進めています。

介護予防マネジメント

要支援や要介護になるおそれの高い人や、要支援に認定された人のケアプラン等の相談を受けます。

ケアマネジャー支援

ケアマネジャーからの相談を受けます。

■地域包括支援センターで行っている業務

オレンジカフェ

☎ はにぼんチャレンジ対象事業

認知症の人やそのご家族がほっとできるカフェを開催します。お茶を飲みながらゆっくりお話しませんか。市内4か所で開催しますので、お気軽にご参加ください。

①オレンジカフェ はにぼん

日程 毎月第4月曜日（12月のみ第3月曜日）

会場 はにぼんプラザ2階 活動室E

★本庄西地域包括支援センター本庄市社会福祉協議会

②オレンジカフェ 本庄東

日程 毎月最終木曜日（12月のみ第3木曜日）

会場 本庄東公民館 ※本庄東公民館との共催

★本庄東地域包括支援センター安誠園

③オレンジカフェ 本庄南

日程 毎月第2水曜日（6月・8月のみ第2木曜日）

会場 JA埼玉ひびきの本店（ひびきのホール）

★本庄南地域包括支援センターシャローム

④オレンジカフェ ほっとこだま

日程 毎月第1水曜日（1月のみ第2木曜日）

会場 セルディ（リハーサル室）

★児玉地域包括支援センター

《①～④共通》

時間 午後1時30分～3時30分（出入り自由です。都合の良い時間にお越しください）

対象 認知症の人やその家族及び認知症や介護に関心のある市内在住・在勤者

費用 1人100円

申込 不要です。気軽にお立ち寄りください。



認知症個別相談会

歳とともに誰でも物忘れをしやすくなります。認知症を心配される人も少なくありません。そんな不安をお持ちの人、また、ご家族でどのように接したら良いのか分からない人、市内地域包括支援センターによる個別相談会で、ぜひご相談ください。

①本庄西地域包括支援センター本庄市社会福祉協議会

日程 毎月第4金曜日（12月のみ第3金曜日）

②本庄東地域包括支援センター安誠園

日程 毎月第3木曜日

③本庄南地域包括支援センターシャローム

日程 毎月第3金曜日

④児玉地域包括支援センター

日程 毎月第1月曜日（1月のみ第2月曜日）

《①～④共通》

時間 午後2時～4時

対象 市内在住者

※ご利用は直接各包括支援センターへお問い合わせください。

■認知症地域支援推進員を配置しています

認知症は特別な病気ではなく、私たち自身や家族、身近な周囲にも起こりうる病気です。今後、高齢化の進展に伴い認知症の増加が見込まれます。「認知症になっても、住み慣れた環境で暮らし続けることができる地域づくり」には、地域全体が認知症に対する関心を高め、正しく理解し支え合うことが大切です。

市では、認知症に対する支援体制の強化を図るため、「認知症地域支援推進員」を4か所の地域包括支援センターに1人ずつ配置しています。

認知症地域支援推進員の業務

- ・認知症の人やその家族への支援
- ・市民に向けて、認知症を身近な病気として知ってもらうための活動
- ・認知症の人やその家族が状況に応じて必要な医療や介護等のサービスが受けられるよう医療機関等関係機関へのつなぎや連絡調整の支援

■地域包括支援センター担当地域

▶本庄西地域包括支援センター本庄市社会福祉協議会

本庄市銀座1-1-1 ☎ 27088

本庄西地域

千代田・若泉・中央・銀座・小島南・小島・万年寺・下野堂（照若町）・都島・山王堂・沼和田・杉山・新井

▶本庄東地域包括支援センター安誠園

本庄市小和瀬1666 ☎ 26262

本庄東地域

本庄・東台・日の出・寿・朝日町（台町）・諏訪町（本町）・鶴森・傍示堂・牧西・小和瀬・宮戸・堀田・滝瀬・仁手・下仁手・久々宇・田中・上仁手

▶本庄南地域包括支援センターシャローム

本庄市今井1251-1 ☎ 29580

本庄南地域

南・前原・柏・栄・駅南・けや木・見福・緑・五十子・四季の里・早稲田の杜・北堀・栗崎・西五十子・東五十子・東富田・西富田・四方田・今井・共栄・いまい台

▶児玉地域包括支援センター

本庄市児玉町金屋1302-1 ☎ 31545

児玉地域全域

※（ ）は、通称名地区になります。

みんなで防ごう 高齢者虐待

高齢者虐待に気づいたら、通報することが義務です！

高齢者虐待とは

- ▶身体的虐待 たたく、つねる、殴る、蹴る、やけどを負わせる、ベッドにしばりつけたりする等
- ▶介護・世話の放棄・放任（ネグレクト） 食事や水分を与えない、入浴させない、おむつなどを放置する等
- ▶心理的虐待 子ども扱いする、怒鳴る、ののしる、悪口を言う、無視をする、嫌がらせをする等
- ▶性的虐待 下半身を裸にして放置する、わいせつな行為を強要する等
- ▶経済的虐待 必要なお金を渡さない、使わせない、年金や預金などを同意なしに使用する等

虐待に気づいたら

本庄市役所介護保険課又は各地域の包括支援センターへご連絡ください。

虐待を止めることは、高齢者を守るとともに、虐待をしている養護者のためにも必要なことです。

本庄市高齢者虐待防止ネットワーク会議

市では、「本庄市高齢者虐待防止ネットワーク会議」を設置し、高齢者に対する虐待の防止のための方策や支援について話し合っています。